知事許可漁業の制限措置の内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項及び岩手県漁業調整規則第7条に掲げる現在有効な知事許可漁業について、改正後の漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

- 1 中型まき網漁業(現許可の有効期間:令和2年1月1日~令和4年12月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
中型まき網	/ h +		岩手県	1月1日 から 12		5 トン以	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
漁業	イカナ ゴ等	まき網	沖合海面	月 31 日 まで	制限なし	上 1 5 トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有する者	-

- 2 小型機船底びき網漁業(現許可の有効期間:令和2年8月1日~令和5年7月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

i	漁業種類							許可また
	水産動植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_
小型機船底	貝、	底びき網	岩手県沖合海	1月1日 から 12	制限なし	15トン	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-
びき網漁業	なまこ	E.O.C.MA	面※1	月 31 日 まで	المالية المالية	未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-

^{※1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限、

- 3 あわび漁業(現許可の有効期間:令和2年11月1日~令和3年2月28日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき漁業 者の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に住所を有し、港湾管理者から 意見を得ている者	_
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業を除 く)	あわび	かぎ、たも	岩手県沖合海面**1	11月1日 から2月 末日まで	-	_	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部管内(宮古水産振興センター)に住所 を有し、港湾管理者から意見を得ている者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に住所を有し、港湾管理者から意見を得ている者	-
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業を除 く)	あわび	かぎ、たも	岩手県沖合海面**2	11月1日 から2月 末日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に住所を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に住所を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者	-
あわび潜水器漁業	あわび	潜水器	岩手県沖合海面※2	11月1日 から2月 末日まで	-	_	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に住所を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者	-
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に住所を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者	

**1 制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち共同漁業権が設定されていない港湾区域のみに制限
**2 制限又は条件において、第一種共同漁業権一共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限

- 4 小型まき網漁業(現許可の有効期間:令和元年11月1日~令和4年10月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
小型まき網漁業	ウ ミ タ ナゴ等	まき網	岩手県沖 合海面	1月1日 から 12 月 31 日 まで	制限なし	5トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	I

- 5 かじき等流し網漁業 (現許可の有効期間:令和2年3月1日~令和3年2月28日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
かじき等流し網漁業	まぐろ、 かじき、 かつお、	流し網	岩手県沖合海	5月1日 から8月 31日まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有する者	_
	さめ		面	31 日まで			宮城県内に住所を有する者	_

- 6 固定式刺し網漁業 (現許可の有効期間:平成30年8月1日~令和3年7月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
固定式刺し網	アイナ	刺し網	岩手県沖 合海	1月1日 から 12	制限なし	20 トン	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	-
漁業	メ等	水中で利力	面面	月 31 日 まで	mj h文/な C	未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁 業根拠地を有する者	-

- 7 船びき網漁業 (現許可の有効期間:平成30年7月1日~令和3年6月30日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
あみ船びき網	ツノナシオキ	南八マツ 七, 夕回	岩手県	2月1日	#:117F1 -4 }	5トン以	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	_
漁業	アミ	船びき網	沖合海 面	ら5月31 日まで	制限なし	上 20 トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁 業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
船びき網漁業 (あみ船びき	ウミタ	がハット・ケロ	岩手県	1月1日 から 12	 制限なし	20 トン	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	_
網漁業を除く)	ナゴ等	船びき網	沖合海面	月 31 日 まで	制限なし	未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部 (大船渡水産振興センター) 管内に漁 業根拠地を有する者	-

- 8 さんま棒受網漁業 [現許可の有効期間:平成30年6月1日~令和3年5月31日(県内船)、令和2年7月1日~令和3年6月30日(県外船)]
- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
さんま棒受網	さんま	棒受網	岩手県 沖合海	7月22日 から 12	制限なし	10トン未	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	_
漁業	<i>2N</i>	学 文衲	面	月 31 日 まで		満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	-
さんま棒受網	5. 3. 3.	Let and Arm	岩手県	7月22 日から12	Helpfor L.	10 トン未	北海道内に住所を有する者	_
漁業	さんま	棒受網	沖合海 面	月 31 日 まで	制限なし	満	三重県内に住所を有する者	_

- 9 火光利用敷網漁業(現許可の有効期間:平成30年1月1日~令和2年12月31日)
- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

Ý	漁業種類 水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可また は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
いかなご棒受	いかな	棒受網	岩手県沖 合海	3月 20 日から 6	制限なし	20トン	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	_
網漁業	ت	一个文 的	面	月 30 日 まで	制限なし	未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	_
いかなご、し らうお、しろ うお棒受網漁 業	い か な ら うお、 ろ うお	棒受網	岩手県沖 合海面	3月10 日から6 月30日 まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に 漁業根拠地を有する者	-

- 10 すくい網漁業(現許可の有効期間:令和2年10月1日~令和5年9月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類							許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
しらうお、し ろうおすくい 網漁業	し ら う お、 うお	すくい網	岩手県沖 合海面	1月1日 から 12 月 31 日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_

11 いか釣漁業 [現許可の有効期間:令和2年3月1日~令和5年2月28日(県内船)、令和2年3月1日~令和3年2月28日(県外船)]

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	魚業種類							許可また
	水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
いか釣漁業	と いか。	釣り	岩手県 沖合海	1月1日 から3月 31日、6	制限なし	5トン以 上 30 ト	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	-
いが動偶素	(1/)3	到り	一件合一件	月1日か ら 12 月 31日まで	一 削減なし	ン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁 業根拠地を有する者	-
							北海道内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	_
			岩手県	1月1日 から1月		5 トン以	青森県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	-
いか釣漁業	いか	釣り	沖合海面	31日、6 月1日か ら12月 31日まで	制限なし	上 30 ト ン未満	宮城県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	-
							山形県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	_
							石川県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけ	_

		るいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加す る者
		福井県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者
		鳥取県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者
		長崎県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者

12 かご漁業 (現許可の有効期間:平成30年3月1日~令和3年2月28日)

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類							許可また	
	水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 等の数
							岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
かご漁業(第 1種共同漁業	アイナメ等	かご	岩手県沖 合海	1月1日 から 12 月 31 日 まで	制限なし	20 トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	-
権区域内を除く)		<i>7</i> 0°C	神台海 面				岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁 業根拠地を有する者	ı
		アイ ケーかご		1月1日 から 12 月 31 日 まで	制限なし	20 トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第種共同 漁業権1共第○号の漁業権者から操業の合意を 得ている者	1
かご漁業(第1種共同漁業	アイナ メ等						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第1種共同漁業権1共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_
権区域内)							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第 1種共同漁業権1共第○号の漁業権者から操業 の合意を得ている者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁	_

_	_	 _	 _		
				業根拠地を有し、第1種共同漁業権1共第○号 の漁業権者から操業の合意を得ている者	

^{※1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち共同漁業権一共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限

13 さけはえなわ漁業 (現許可の有効期間:令和2年10月16日~令和3年1月31日)

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類								許可また
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は起業の 認可をす べき船舶 の数
				10 月 16 日から 1 月 31 日 まで			岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興 局水産部管内に漁業根拠地を有する者	-
ナルルネル	さけ		下記① のとお り		制限なし	10トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興 局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根 拠地を有する者	-
さけはえなわ漁業		ナ はえなわ					岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興 局水産部管内(釜石管内)に漁業根拠地を有する 者	ı
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興 局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	_
		けはえなわ		H 70 1 1	制限なし	3トン以 上 10 ト ン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興 局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
さけはえなわ 漁業(拡大区 域)	さけ		下記② のとお り				岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興 局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根 拠地を有する者	ı
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興 局水産部管内(釜石管内)に漁業根拠地を有する 者	_

- ① 岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面
 - ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点
 - イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点
 - ウ 宮古市重茂魹ケ崎突端正東6海里の点
 - エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点
 - オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点
 - カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東4海里の点
 - キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東3海里の点
- ② 次のアから才までの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面(前号の操業区域内の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。)
 - ア 岩手県と青森県との境界正東 10 海里の点
 - イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 10 海里の点
 - ウ 宮古市重茂魹ヶ崎突端正東 10 海里の点
 - エ 釜石市尾崎突端正東 10 海里の点
 - オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点
- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

14 いるか突棒漁業 [現許可の有効期間:令和元年8月1日~令和4年7月31日(県内船)、令和2年1月1日~令和2年12月31日(県外船)]

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類							許可また は起業の
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	認可をす べき船舶 等の数
	いるか	らか 突棒	岩手県沖合海	1月1日 から4月 30日まで 及び 11	制限なし	20 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業 根拠地を有する者	_
いるか突棒 漁業							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振 興局水産部(釜石)に漁業根拠地を有する者	_
			面	月 1 日か ら 12 月 31 日まで			岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	_
							北海道内に住所を有する者	_
							宮城県内に住所を有する者	_

- 15 小型定置漁業 (現許可の有効期間:令和元年9月1日~令和4年8月31日)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

ì	漁業種類							許可または起業の
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	は 記可をす べき 漁業 者の数
小型定置	S. J. John	d- 111 417	岩手県 沖 合 海	1月1日 から 12			岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第二種共 同漁業権二共第○号の漁業権者から操業の合意 を得ている者	-
漁業	さけ等	定置網	一种 行 神 面**1	月 31 日 まで	_	_	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権に共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_

^{※1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第二種共同漁業権二共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限

- 16 地びき網漁業 (現許可の有効期間:個別の許可毎)
 - (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

Ŷ	漁業種類							許可また は起業の
	水産動植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	認可をす べき漁業 者の数
地びき網漁業	チカ、タ ウナ ・ ジャ	タナ 地びき網		岩手県 3月1日 沖合海 から8月 面 ^{*1} 31日まで	I	興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種 同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合 を得ている者 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広場 興局水産部管内(宮古水産振興センター)に流 根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号 漁業権者から操業の合意を得ている者 岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広場 興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共 同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意 を得ている者	_
			沖合海				岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_

^{※1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限

17 潜水器漁業 (現許可の有効期間:個別の許可毎)

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類								許可また は起業の
	水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業 区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	認可をす べき漁業 者の数
潜水器漁業	ほや等	潜水器	岩 手 県 沖 合 海 面 ^{*1}	1月1日 から 12 月 31 日 まで	ı	I	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振 興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共 同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意 を得ている者	-
簡易潜水器漁	ほや等	そや等 簡易潜水器	岩手県沖合海	1月1日 から 12			岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第〇号の漁業権者から操業の合意を得ている者	-
業			面※1	月 31 日 まで			岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権一共第○号の漁業権者から操業の合意を得ている者	_

^{※1}制限又は条件において、岩手県沖合海面のうち第一種共同漁業権一共第○号漁場の免許区域内の海域のみに制限